

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県公有財産規則の一部を改正する規則

七七

告 示

○地方卸売市場を廃止することを許可した件

七六

○土地改良区の定款の変更を認可した件

七六

○土地改良法により換地処分をした件

七六

○道路の区域を変更する件三件

七六

○道路の供用を開始する件二件

七六

○都市計画法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域を指定する件

七六

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

七五

○指定居宅サービス事業者を指定した件

七五

○指定居宅介護支援事業者を指定した件

七五

○指定介護予防サービス事業者を指定した件

七五

○指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件

七三

○指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件

七三

○指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件

七三

○指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件

七三

○指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件

七三

○指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件

七三

○指定居宅介護支援事業を廃止した旨届出があった件

七三

○指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件

七三

○一般競争入札を行う件

七三

○飼料の試験の結果の概要を公表する件

七四

○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件

七五

○平成二十一年度福島県病院局職員採用選考予備試験を実施する件

七六

○福島県警察本部

七六

○一般競争入札を行う件

七六

福島県選挙管理委員会

○漁業法第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

七七

福島海区漁業調整委員会

○漁業法によりひらめの採捕等について指示する件

七七

規 則

福島県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第九十三号

福島県公有財産規則の一部を改正する規則

福島県公有財産規則(平成三年福島県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「課 行政組織規則」を「主管課 行政組織規則」に改め、同条第六号中「課長 課」を「主管課長 主管課」に改め、同条第七号中「財産管理者 課長」を「財産管理者 主管課長」に、「行政組織規則第二条第一項に規定する本庁機関(課を除く。以下「本庁機関」という)を「文書管財総室施設管理課長、行政組織規則第七条第一項の表の下欄に掲げる課(主管課を除く)に、「本庁機関(以下)を「課(以下)に、「第二条に規定する教育庁(教育事務所を除く。以下「教育庁」を「課(以下)に規定する本庁(以下「教育庁本庁」に改め、同条に次の一号を加える。

十四 特定行政財産貸付入札事務 第三十九条第一項に規定する自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付け(以下「特定行政財産貸付け」という。)に係る一般競争入札及び随意契約(一般競争入札に付し入札者がなく又は再度の入札に付し落札者がなく又は行わないものに限る。)に関する事務(入札に参加する者に必要な資格及び予定価格の設定、入札保証金の徴収又はその全部若しくは一部の納付の免除、入札の実施、見積書の徴収並びに落札者又は契約の相手方の決定及び当該決定の通知に限る。)をいう。

第五条第一項中「教育庁(」を「教育庁本庁若しくは」に、「公所を含む。」を「公所」に、「(警察署を含む。)」を「若しくは警察署」に改め、同条第三項中「課長は」を「主管課長は」に改める。

第六条第二項中「課(」を「主管課(」に改める。

第七条第二項中「課(」を「主管課(」に改め、「以下この条及び次条において同じ。」を削り、同条第三項中「若しくは本庁機関」を削り、同項ただし書中「本庁機関の指定は」を「課の指定は」に、「本庁機関の指定をする」を「課を指定する」に改め、同項各号中「本庁機関」を「課」に改め、同項の表三の項中「若しくは本庁機関」を削り、同条第四項の表一の項中「職員公舎用普通財産」の下に「(公舎規則第五条第二項の表一の項に掲げるものに限る。)」を加え、同表四の項中「若しくは本庁機関」を削り、

同条第五項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一書を加える。

一 特定行政財産貸付入札事務に關すること。

第九条第一項第二号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 特定行政財産貸付け（特定行政財産貸付入札事務を除く。）

第十条中「課長」を「主管課長」に改め、同条第二号ウ中「貸付け」の下に「（特定行政財産貸付けを除く。）」を加える。

第十条の二中「により課長」を「により主管課長」に改め、同条第二号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 特定行政財産貸付け（特定行政財産貸付入札事務を除く。）

第十一条の見出しを「（主管課長の専決）」に改め、同条中「課長」を「主管課長」に、「を課長」を「を主管課長」に改め、同条第二号ア中「イ及びエ」を「からウまで及びオ」に改める。

第十二条第一号アを次のように改める。

ア 特定行政財産貸付入札事務

第十三条の見出しを「（指定課長等の専決）」に改め、同条中「指定課長」を「指定課及び文書管財総室施設管理課」に、「指定課長に」を「それぞれ指定課長又は文書管財総室施設管理課長に」に改め、同条第一号中「エ」を「オ」に改める。

第十四条第一項第二号中「事務」の下に「（特定行政財産貸付入札事務を除く。）」を加え、同項第三号ア中「教育庁」を「教育庁本庁及び」に改め、「を含む。」を削る。

第十五条第一項第二号中「事務」の下に「（特定行政財産貸付入札事務を除く。）」を加える。

第三十条中「又は課長」を「主管課長」に、「若しくは」を「又は」に改める。
第三十二条第四号中「認められるとき」の下に「（自動販売機の設置の用に供する場合を除く。）」を加える。

第三十八条の見出しを「（使用許可に係る光熱水費等の負担）」に改め、同条中「使用許可に」を「当該使用許可に」に改める。

第三十九条中「第四十五条」の下に「（特定行政財産貸付けにあっては、第四十二条及び第四十五条）」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

行政財産の貸付けは、自動販売機の設置の用に供する場合（県の職員又は学生若しくは生徒、入所者等県の施設を使用する者の福利厚生用に供するときその他県の庁舎、施設等の機能を高めることができる）と認められるときに限る。）その他知事が適当と認める場合に行うことができる。

第四十条後段を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、一般競争入札の方法又は随意契約（一般競争入札に付し入札者がないとき又は再度の入札に付し落札者がないときに行うものに限る。この節において同じ。）により貸付けをする場合は、この限りでない。

第四十条に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、利用計画書その他の関係書類を添付させなければならない。第四十二条中「貸付料は」の下に「、一般競争入札の方法又は随意契約により貸付けをする場合を除き」を加える。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（普通財産の貸付けに係る光熱水費等の負担）

第四十四条の二 普通財産の貸付けを受けた者は、総務部長が別に定めるところにより、当該貸付けに係る普通財産に附帯する電気、ガス、水道等の設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。

第四十九条第二項中「である土地の貸付け若しくはこれへの地上権」を「の貸付け若しくは行政財産である土地への地上権若しくは地役権」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二条第二号、第六号及び第七号、第五条、第六条並びに第七条第二項、第三項及び第四項の改正規定、第十条の改正規定中「課長」を「主管課長」に改める部分、第十條の二の改正規定中「により課長」を「により主管課長」に改める部分、第十一条の見出しの改正規定、同条の改正規定中「課長」を「主管課長」に改める部分及び「を課長」を「を主管課長」に改める部分、第十三条の見出しの改正規定、同条の改正規定中「指定課長」を「指定課及び文書管財総室施設管理課」に改める部分及び「指定課長に」を「それぞれ指定課長又は文書管財総室施設管理課長に」に改める部分並びに第十四条第一項第三号及び第三十条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 （経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県公有財産規則（以下「改正前の規則」という。）第三十二条の規定により使用許可を行っている行政財産であつて、特別な事情があると知事が認めるものについては、改正後の福島県公有財産規則（以下「改正後の規則」という。）第三十二条の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日まで間は、改正前の規則第三十二条の規定の例により使用許可を行うことができる。

3 （準備行為）

3 改正後の規則第二条第十四号の特定行政財産貸付入札事務その他改正後の規則第三十九条第一項に規定する自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付けに關し必要な手続は、この規則の施行の日前においても、改正後の規則の規定の例により行うことができる。

（財産管理課）

告 示

福島県告示第七百六十六号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六十条の規定により、地方卸売市場の

廃止について、平成二十一年十二月八日次のとおり許可した。
平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

開設許可 番号	第八〇号	平成二十一年一 二月二日	地方卸売市場の名称 及び位置	取扱い品目	廃止の許可を受けた 者の名称及び住所
			地方卸売市場海産物 株式会社木場商店浪 江魚市場 双葉郡浪江町大字幾 世橋字田中前二四番 地	生鮮水産 物及びそ の加工品 並びにそ の他加工 食料品	海産物株式会社木場 商店 双葉郡浪江町大字権 現堂字新町六十番地

(農産物流通課)

福島県告示第七百六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、阿賀川
土地改良区から平成二十一年十二月七日付けで申請のあった定款の変更について、同月
十一日認可した。

平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第七百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
平成二十一年十一月九日津島地区の県管区画整理事業に係る下津島換地区の換地処分を
した。

平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

(農地管理課)

福島県告示第七百六十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
課及び福島県北建設事務所平成二十一年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供す
る。

平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道南福 島停車場 線	福島市大森字西ノ内一 番地先から 同 市大森字下町一六 番二地先まで	変更前	一九・〇〇	七三二・〇
		変更後	三〇・〇〇	
		変更後	一九・〇〇	七三二・〇
			三〇・〇〇	

(道路計画課)

福島県告示第七百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十一年十二月十八日から二週間一般の縦覧
に供する。

平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一二号	喜多方市松山町鳥見山 字三百五五六七番一 地先から 同 市熱塩加納町大 字米岡字下平乙六〇九 番四二地先まで	変更前	E 一一・〇〇	二、五四五・〇
		変更後	九五・〇〇	
		変更後	E 一七・〇〇	二、五四五・〇
			九五・〇〇	

(道路計画課)

福島県告示第七百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十一年十二月十八日から二週間一般の縦覧
に供する。

平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一三二号	喜多方市松山町鳥見山 字三百菊五六七番一 地先から 同 市熱塩加納町大 字米岡字下平乙六〇九 番四二地先まで	変更前	E 一七・〇〇 九五・〇〇	二、五四五・〇〇
		変更後	E 一七・〇〇 七〇・〇〇	二、五四五・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第七七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十一年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道南福島停車場 線	福島市大森字西ノ内一番地先から 同 市大森字下町一六番二地先まで	平成二十二年二 月一八日

(道路計画課)

福島県告示第七七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十一年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道二二二号	喜多方市松山町鳥見山字三百菊五六七番 一地先から 同 市熱塩加納町大字米岡字下平乙六〇	平成二十二年二 月一九日

九番四二地先まで

(道路計画課)

福島県告示第七七十四号

福島県都市計画法施行条例（平成十一年福島県条例第七十六号）第三条第一項の規定により次のとおり都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域として指定し、その関係図書を縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 土地の区域
伊達市箱崎字原、字原前、字冲前、字布川、字上川原及び字中の各一部の区域
- 二 指定年月日
平成二十一年十二月十八日
- 三 縦覧に供する図書
位置図及び区域図の写し
- 四 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課、福島県北建設事務所総務部行政課及び伊達市建設部都市計画課

(都市計画課)

公 告

公告第六百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年十二月九日
- 二 名称
特定非営利活動法人会津地域連携センター
- 三 代表者の氏名
稲生 孝之
- 四 主たる事務所の所在地
福島県会津若松市和田一丁目七番十六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、全国の地域づくり団体・NPO法人との連携交流を図り、また、地域

と地域間の交流をサポートするために地域やセクターを越えた広域的な交流連携活動を行い、豊かなまちづくり、地域づくりのためのネットワークをつくり、相互の連携・支援によって、地域活性化に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第六百四十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
はつらつ勿来	いわき市勿来町窪田万谷四一―五	シンパシーケアサービス株式会社	茨城県北茨城市関南町里根川一―一四	平成二十一年二月一日	訪問介護 通所介護
アースサポート株式会社 社会津若松在宅サービスセンター	会津若松市滝沢町七―一七	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一―八一七	同	訪問入浴 介護
介護老人保健施設リハビリ南東北福島	福島市荒井北三―一―一八	財団法人脳神経疾患研究所	福島県郡山市八山田七―一―一五	同	訪問リハビリテーション
デイサービスいわき	いわき市平南町四八―一	有限会社優信会	同 県いわき市泉ヶ丘二―四五―七	同	通所介護
デイサービスたいせい	伊達市保原町宮下五〇―一五	合同会社さらい	同 県伊達市保原町宮下五〇―一五	同	同

公告第六百四十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日
はつらつ勿来	いわき市勿来町窪田万谷四一―五	シンパシーケアサービス株式会社	茨城県北茨城市関南町里根川一―一四	平成二十一年二月一日

(高齢福祉課介護保険室)

公告第六百四十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
はつらつ勿来	いわき市勿来町窪田万谷四一―五	シンパシーケアサービス株式会社	茨城県北茨城市関南町里根川一―一四	平成二十一年二月一日	介護予防 訪問介護 介護予防通所介護
アースサポート株式会社 社会津若松	会津若松市滝沢町七―一七	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一―八一七	同	介護予防 訪問入浴 介護

在宅サービスセンター	福島市荒井北三一一一八	財団法人脳神経疾患研究所	福島県郡山市八山田七一一五	同	介護予防訪問リハビリテーション
デイサービス いわき	いわき市平南町四八一	有限会社優信会	同 県いわき市泉ヶ丘二一四五一七	同	介護予防通所介護
デイサービス 伊達市保原町	伊達市保原町宮下五〇一五	合同会社さらい	同 県伊達市保原町宮下五〇一五	同	同

(高齢福祉課介護保険室)

公告第六百四十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第一項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から、当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
ネットケアヘルパーステーション	会津若松市神指町大字南四合字幕内一六二一一	会津若松市真宮新町南二一三三三三	有限会社ネットケアプランニング	福島県会津若松市建福寺前六一二九	訪問介護
アイランド介護センター 須賀川	須賀川市丸田町二七一一四 アイランド薬局	須賀川市丸田町四七一	アイランドサポート株式会社	同 県郡山市安積町日出山四一一	同

二階

八一

(高齢福祉課介護保険室)

公告第六百四十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条第一項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から、当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
アイランド須賀川居宅支援事業所	須賀川市丸田町二七一一四 アイランド薬局二階	須賀川市丸田町四七一	アイランドサポート株式会社	福島県郡山市安積町日出山四一一

(高齢福祉課介護保険室)

公告第六百四十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条第一項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から、当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。
平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)
福島県厚生農業協同組合連合会居宅介護支援事業所	福島県厚生農業協同組合連合会居宅介護支援事業所	福島市飯坂町平野字三枚長一一一	伊達郡桑折町桑島四一五	福島県厚生農業協同組合連合会	福島県福島市飯坂町平野字三枚長一一一

公告第六百四十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第一項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から、当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤雄平

（高齢福祉課介護保険室）

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	サービスの種類
ネットケアヘルパーステーション	会津若松市神指町大字南四合字幕内一六二二一	会津若松市真宮新町南二一三三三三	有会社ネットケアプランニング	福島県会津若松市建福寺前六一二九	介護予防訪問介護
アイランド介護センター須賀川	須賀川市丸田町二七四アイランド薬局二階	須賀川市丸田町四七一	アイランドサポート株式会社	同 県郡山市安積町日出山四一八	同

（高齢福祉課介護保険室）

公告第六百四十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	廃止年月日	サービスの種類
--------	---------	--------------------	----------------------------	-------	---------

フランスベッドメデイカルサービス株式会社 福島営業所	福島市鎌田字御町一三	フランスベッドメデイカルサービス株式会社	東京都新宿区百人町一五二	平成一九年四月三〇日	福祉用具貸与
株式会社イトーヨーカ堂福島店	同 市太田町一三三四	株式会社イトーヨーカ堂	同 都千代田区二番町八一	平成二二年一月三〇日	特定福祉用具販売

（高齢福祉課介護保険室）

公告第六百四十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
あいケアサポート	須賀川市雨田字愛宕前一二二	有会社美里建設	福島県須賀川市雨田字愛宕前一二二	平成二二年二月一日
居宅介護支援事業所コクーン	伊達郡桑折町字桑島四一五	社会福祉法人コクーン	同 県伊達郡桑折町字桑島四九一四	平成二二年一月三〇日

（高齢福祉課介護保険室）

公告第六百四十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
株式会社イートヨーカ堂福島店	同 市太田町一三―四	株式会社イートヨーカ堂	同 都千代田区二番町八一	平成二十二年一月三〇日	特定介護予防福祉用具貸与
フランスベッドメデイス株式会社	福島市鎌田字卸町一―三	フランスベッドメデイス株式会社	東京都新宿区百人町一―二五―一	平成一九年四月三〇日	介護予防福祉用具貸与

(高齢福祉課介護保険室)

公告第六百五十号

農林土木技術情報データベース構築業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

- 1 件名及び数量 農林土木技術情報データベース構築業務 一式
- 2 業務の様式等 仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結の日から平成二十二年三月二十四日まで
- 4 履行場所 福島県農林水産部農林水産総室農林技術課(福島県福島市杉妻町二番十六号)

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第六十七條の四第一項の規定に該当しない者であること。
- 2 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- 3 過去三年間に国又は地方公共団体その他の法人からこの公告に示した仕様と同程

度のデータベースの構築の業務を請け負い、かつ、誠実に履行した実績がある者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の3に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

- 1 提出期間 平成二十一年十二月十八日(金)から同月二十八日(月)まで(土曜日、日曜日及び同月二十三日(水)を除く。)の午前九時から午後五時まで
- 2 提出場所 郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県農林水産部農林水産総室農林技術課
電話〇二四―五二一―七三九二

四 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号
福島県農林水産部農林水産総室農林技術課
電話〇二四―五二一―七四〇〇
- 2 入札及び開札の日時、場所等

五 入札保証金及び契約保証金

- (一) 日時 平成二十二年一月十九日(火)午後一時三十分
- (二) 場所 福島県庁西庁舎八階八〇一会議室(福島市杉妻町二番十六号)
- (三) その他 郵便による入札は、認めない。

六 入札に参加を希望する者に要求される事項

- 1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九條第一項第一号又は第二号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九條第一項第一号、第二号、第四号又は第十号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

七 入札の無効

入札に参加を希望する者に要求される事項
開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

八 その他

- 1 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分

- の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、施行令第百六十七条の十第一項の規定を適用する必要があると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって入札書を提出した者を落札者とすることがある。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

(農林総務課)

公告六百五十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十一年十一月二十四日に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所(収去年月)	飼料の名称(飼料の種類)	製造年月	試験結果の概要(%)					その備考		
				粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム		リン	
北日本くみあい飼料株式会社 杜石巻工場 宮城県石巻市三河町4番地	北日本くみあい飼料株式会社 杜県南中継基地 須賀川市岩作16番地1号 (平成21年11月)	くみあい配合飼料 平収米若豚Tペレット(肉豚肥育用配合飼料)	平成21年11月	14.6	3.4	2.5	4.1	0.60	0.46	—	—
同	同	くみあい配合飼料 たまご工房(成鶏飼育用配)	平成21年11月	18.7	5.8	3.7	13.6	4.38	0.58	—	—

注 試験結果の概要の欄には、個別検査項目別に試験結果を示し、表示された栄養成分量に対して過不足があった場合には、備考の欄にその過不足の量を示す。

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所(収去年月)	飼料の名称(飼料の種類)	製造年月	試験結果の概要	備考
北日本くみあい飼料株式会社 杜石巻工場 宮城県石巻市三河町4番地	北日本くみあい飼料株式会社 杜県南中継基地 須賀川市岩作16番地1号 (平成21年11月)	くみあい配合飼料 平収米若豚Tペレット(肉豚肥育用配合飼料)	平成21年11月	カドミウム 鉛 水銀	—
同	同	くみあい配合飼料 たまご工房(成鶏飼育用配合飼料)	平成21年11月	カドミウム 鉛 水銀	—

注 試験結果の概要の欄には、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄にその内容を示す。

(農業総合センター)

公告第六百五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十一年十二月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
会津北部土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

監事 堀 利和 喜多方市字市道八七一〇番地

福島県病院局

公告第16号

平成21年度福島県病院局職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。
平成21年12月18日

福島県病院事業管理者 高地 英夫

- 1 試験を実施する職種
理学療法士
- 2 試験期日
平成22年2月3日(水)
- 3 受験申込受付期間
平成21年12月18日(金)から平成22年1月22日(金)まで
- 4 受付窓口及び問い合わせ先
福島県病院局病院総務課(福島市中町8番2号 電話(024)521-7226)
(病院総務課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第46号

福島県警察通信指令システム設計業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。
平成21年12月18日

福島県警察本部長 松本 光弘

- 1 入札に付する事項
(1) 件名及び数量 福島県警察通信指令システム設計業務 一式
- (2) 委託業務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成22年10月29日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
(1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名

(監査官直轄)

停止を受けていない者であること。

- (3) 過去に警察本部通信指令システム設計業務の履行実績があり、かつ、仕様書に定める業務内容と同程度のシステム設計業務の履行実績があり、かつ、仕様書に定める業務を確実に履行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年1月14日(木)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県警察本部警務部会計課入札係
電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等
(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成22年1月7日(木)午後1時 福島県警察本部本部対策室(福島県福島市杉妻町2番16号)
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年1月26日(火)午前10時(2)に掲げる場所と同じ。
- (4) その他 郵便による入札は、認めない。
- 5 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 その他
(1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第百四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、平成二十一年十二月五日現在において、次のとおりである。

平成二十一年十二月十八日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

選挙権を有する者の総数の三分の一の数 七六九

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。

平成二十一年十二月十八日

福島海区漁業調整委員会

会長 前 田 幸 徳

一 指示の内容

- 1 福島県海面において、全長三十センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。
 - 2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。
- 二 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までとする。